

熊本県監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成28年9月5日から平成28年12月15日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年6月7日

熊本県監査委員 豊田 祐一
 同 竹中 潮
 同 城下 広作
 同 池田 和貴

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
総務部 自動車税 事務所	<p>(過誤納金還付事務について) 過誤納金還付事務について次の課題がある。 (1) 還付請求権の譲渡通知書又は還付金受領に係る委任状を受領せず、納税を行ったとする第三者からの申立てにより第三者に還付している。 (2) (1)の場合、納税義務者に対し過誤納金還付・充当等通知書を交付していない。 地方税法及び熊本県税事務取扱規程に基づき、適正な事務手続を行うこと。</p>	<p>第三者への還付については、還付金委任状に基づき還付を行う。また、過誤納金還付・充当通知書については法令に基づき、適切に納税義務者へ交付する。 関係業者等には周知を図っているところであり、平成29年4月から実施することを徹底する。</p>
健康福祉部 福祉総合 相談所	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員の交通事故防止については、毎月の所内例会において、交通安全・交通事故防止について周知徹底を図るとともに、週に1回、定時退庁日の所内放送に併せ、安全運転の励行を呼びかけている。 また、例年、安全運転管理者（次長）による交通安全研修会を実施しているが、本年度は、熊本県警察本部交通部交通企画課に講師を依頼し、去る10月21日（金）に交通安全研修会を実施した。なお、業務の都合等により参加できなかった職員を対象とし、11月24日に安全運転管理者による交通安全研修会を実施したところ。 加えて、公用車に限らず、県有備品等の取扱いについて、慎重かつ丁寧に扱うとともに、万が一備品等をき損した場合には、速やかに報告を行うように周知徹底を図った。</p>

<p>県央広域本部 熊本土木事務所</p>	<p>(用地取得完了前の工事施行手続着手について) 白川流域治水対策河川(社会資本)(護岸その1)工事において、用地取得完了前(用地補償金支払前)に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成27年3月30日付け用対第228号用地対策課長及び土技第641号土木技術管理課長通知「『用地取得の完了していない土地における工事の禁止』規定の徹底について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>部内で通知の主旨及び運用方法について研修を実施することで周知を図るとともに、工事の詳細設計数量が作成完了(又は工事施行箇所内で最後の用地取得完了)した段階で、用地取得完了を最終確認するため、字図、要約書を取得(工事担当課から用地課へ依頼)し、土地台帳又は財務オンラインシステムで支払日を確認する。 確認した用地取得状況を図面で管理(丈量図の取得完了した土地に色付する。)し、工事担当課と共有する。常に工事担当課が用地取得状況を把握できる状態にすることで、通知に基づく適正な処理(用地取得完了後、工事施行伺を起案。)に努める。</p>
<p>県央広域本部 宇城地域振興局</p>	<p>(職員の交通事故等について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が1件、公務中の交通法規違反が2件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>【平成27年度の取組】 職員の交通事故・違反防止のため、以下の取組を実施 ①交通安全研修会(講師:宇城警察署交通第一課長) ②特定課題研修(職員の事故や違反の発生状況、飲酒運転の根絶等) ③交通安全対策検討委員会(「職員の交通事故等に係る事務処理要領」第18条に基づいて設置する委員会で局長が会長)を年2回開催。 ④交通安全検討会議(局各課の職員で構成)を年2回開催。交通安全通信を発行。取組内容は③の委員会にも報告。 ⑤「交通安全200日コンクール」への参加(100名自費参加) ⑥アルコール検知器の利用による酒気帯び運転防止 ⑦「安全運転10の自覚」の唱和及び掲示 ・各課で退庁時に唱和 ・公用車に掲示、職員に配布 ⑧毎月の局議や部・課の例会等で注意喚起 ⑨「交通事故初動対応マニュアル」を配布 ⑩公用車にドライブレコーダーを設置</p>

県央広域
本部
宇城地域
振興局
(つづき)

【平成28年度の取組】

- ・平成27年度の取組を引き続き実施。
- ・今年度は、新たに自動車での移動に余裕を持たせ、焦りやイライラを防止することで安全運転につなげるための「プラス10分前行動」（会議や現場等へ向かうために局を出発する時間を従来より10分早める）を実施。

第1回交通安全検討会議（各課職員で構成、12月開催）に提案し、検討を経て、第2回同会議（3月8日開催）で実施を了承した。今後全職員に取組を周知し、実践に移していく予定。
（今後に向けて）

これまでの取組により、交通違反件数は平成26年度（5件）をピークに減少（平成28年度（3月10日現在）は3件）している。

一方交通事故は、過去5年間緩やかに減少する傾向にあったが、平成28年度（3月10日現在）は12件の加害事故（自損含む）が発生している。

事故の多発は、震災対応等による職員の多忙な状況が影響していることも考えられ、運転時の負担を減らすための「プラス10分前行動」を励行し、これまでの取組と併せて、意識の向上と負担軽減を両輪に交通事故の防止を図りたい。

(用地取得完了前の工事施行手続着手について)

不知火中腹3期地区農道整備事業(基幹農道)第1号工事において、用地取得完了前(用地補償金支払前)に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。

工事施行手続は、平成27年5月14日付け農整第104号農地整備課長及び技管第61号技術管理課長通知「『用地取得の完了していない土地における工事の禁止』規定の徹底について」等に基づき適正な処理を行うこと。

下記通知において、「工事施行手続きに着手（工事施行伺起案）する場合は、用地取得完了（用地補償金の支払完了）を確認した後に行うこと。」とされており、工事の施行伺起案時に工事主査が最終支払日を担当課長に報告し、担当課長が用地取得完了を確認した日付を記載し押印することで、二重チェックを行っている。

また、例会等において同通知の徹底を周知するなど意識啓発を図っている。

- ・「用地取得の完了していない土地における工事の禁止」規定の徹底について（平成27年5月14日付け農整第104号、技管第61号農地整備課長、技術管理課長連名通知）

<p>県央広域 本部 上益城地 域振興局</p>	<p>(用地取得完了前の工事施行手続着手について) 横野矢部線単県道路改良工事他3件において、用地取得完了前(用地補償金支払前)に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成27年3月30日付け用対第228号用地対策課長及び土技第641号土木技術管理課長通知「『用地取得の完了していない土地における工事の禁止』規定の徹底について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>内部通知に基づき、工事担当課と用地課双方の担当者が土地代金支払完了後に工事施行伺を起案しているか確認し、さらに、伺に記載された日付により施行手続きが正しく運用されていることを用地課長が確認したうえで、用地取得完了確認日を記載し、押印するように改善した。また、特定課題研修や部課長会議を通じ、今後も正規の事務手続きを所内全職員に周知徹底していく。</p>
<p>県北広域 本部</p>	<p>(民生委員・児童委員の活動手当の支払いについて) 平成26年度民生委員・児童委員の活動手当について、支払漏れ2件及び支払い不足2件が判明したため、過年度支出が発生している。 また、同手当について過払いが1件判明し、年度後返納が生じている。 組織的なチェック体制の強化を図り、再発防止に努めること。</p> <p>(用地取得完了前の工事施行手続着手について) 白川単県河川災害関連(起債)工事(菊陽町戸次地内)において、用地取得完了前(用地補償金支払前)に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成27年3月30日付け用対第228号用地対策課長及び土技第641号土木技術管理課長通知「『用地取得の完了していない土地における工事の禁止』規定の徹底について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>・支払漏れ2件及び支払不足2件は、対象者に事情を説明し、過年度支出によりH28. 4. 4に支払済み。過払い1件についても、対象者に事情を説明し、H28. 3. 31に返納してもらっている。 ・支払漏れ等の事実発覚後、①支払対象者に係る市町村確認の実施、②民生委員・児童委員に係る委嘱・解嘱日の管理徹底、③支払対象者に係る総数管理の実施、④2名の担当者間でのダブルチェックの実施等の再発防止策を取りまとめた。 ・平成28年度の民生委員・児童委員の活動手当の支払事務において、上記の再発防止策に沿った以下のチェック手続を経て、適正に支払事務を執行した。 (1) ①支払対象者リストを各市町村に確認してもらった上で、②年度途中委嘱・解職者のチェックを行い、支払対象者を漏れなく確定。 (2) ③各地区ごとに民生委員・児童委員の定数と新任者、再任者、途中委嘱・解職者数を突合し、地区ごとの支払対象者数に誤りがないかどうかを確認。 (3) ④2名の担当者間でダブルチェックを行うとともに、班長及び課長により支払対象者数及び支払額に誤りがないか厳密に確認を実施。</p> <p>現在は、工事施行伺の起案に当たり、当該工事に係るすべての取得用地の台帳、支出負担行為書、評価調書及び丈量図により用地取得完了日を確認するとともに、それらの写しを工事施行伺いに添付し、チェックを強化している。</p>

<p>県北広域本部 鹿本地域振興局</p>	<p>(工作物移転前の工事施行手続着手について) 鹿本管内治山事業(交付金)予防治山通常地域第2号工事(山鹿市鹿北町芋生字鳥越B地内)において、NHK所有の通信用埋設ケーブルの移転完了前に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続の着手は、工作物移転完了後に行うこと。</p>	<p>工作物移転完了後に工事施行手続の着手を行うことを徹底するため、施行伺いに工作物移転に係る検査調書の写しを添付して班長、課長が確認することとし、チェック体制を強化した。</p>
<p>県北広域本部 阿蘇地域振興局</p>	<p>(用地取得完了前の工事施行手続着手について) 阿蘇中部2期地区農道整備工事について、用地取得完了前(用地補償金支払前)に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成27年5月14日付け農整第104号農地整備課長及び技管第61号技術管理課長通知「『用地取得の完了していない土地における工事の禁止』規定の徹底について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>平成27年度の定期監査において、県北広域本部が同様の指摘を受け、以下の改善措置を講じた。 「工事施行伺起案時に、用地担当者が最終支払日を記載し、農地整備課長又は土地改良課長がそれを確認のうえ、用地取得完了確認欄に記名押印することで、二重チェックを行う。」 当該広域本部の改善措置にならない、平成28年5月から、県北広域本部の全ての地域振興局において、以下のとおり取り扱うこととしている。 「各局農地整備課長が広域本部用地担当者に確認した用地補償金最終支払日を工事施行伺に記入した上で、用地取得完了確認欄に記名押印する。」 なお、当振興局においては、平成29年度から、用地補償金最終支払日の確認に際し、当該用地補償金の支出命令書(写し)を広域本部から入手の上、工事施行伺に添付することとした。</p>

<p>県南広域本部</p>	<p>(職員の交通事故等について) 公務中の過失割合が高い人身事故が1件、公用車の自損事故が1件、公務中の交通法規違反が2件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>職員の交通安全に対する意識向上を図るため、以下の取組みを行った。 ①庁舎内全職員（嘱託・臨時を含む）を対象とした職員研修時に併せてヒヤリ・ハット体験発表を行った。（延べ4回） ②11月以降、班単位（全32班：職員総参加）による無事故・無違反運動を実施し、期間中（H28.11.1～H29.2.28の4か月）無事故・無違反の班に対して表彰を行い、職員の交通安全の意識付けの徹底を行った。併せて、無事故・無違反継続日数ボードを各課で掲示した。 ③交通安全メールの送信（原則金曜日、職員の交通事故・交通違反発生時には随時、メール送信。） ④職員による交通安全庁内放送の実施。（週3回実施。内訳：(1)週2回：月曜夕方、金曜の昼休みは各班持ち回り。(2)週1回：水曜の昼休み、夕方は総務課が定時退庁日放送と併せて実施。） ⑤全公用車（全49台）へ交通安全メッセージを掲載又は貼付（継続実施）などを実施した。 平成28年熊本地震の影響もあり、可能な限り、班別無事故・無違反運動や、交通安全庁内放送、メール送信等の交通安全対策の取組みを行った。上記②の班別無事故・無違反運動を開始した11月以降は交通事故の件数も減り、運動の効果が見られた。引き続き交通安全意識向上の取組みを通じて、職員の事故・違反防止に努めていく。</p>
<p>県南広域本部 芦北地域振興局</p>	<p>(用地取得完了前の工事施行手続着手について) 七浦地区中山間地域総合整備事業第44号工事(津奈木町津奈木地内)において、用地取得完了前(用地補償金支払前)に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成27年5月14日付け農整第104号農地整備課長及び技管第61号技術管理課長通知「『用地取得の完了していない土地における工事の禁止』規定の徹底について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>平成27年5月14日付け農整第104号農地整備課長及び技管第61号技術管理課長通知に基づいた適正な処理を行うため、次のとおり処理手続の改善を図った。 工事施行伺いの起案に当たり、用地補償金支払完了確認を十分に行うため、広域本部との電話やメールによる連絡に加え、振興局担当者が工事進行管理システムで県南広域本部が行った用地補償金支払日を確認したうえで施行伺いの起案を行うこととし、施行伺いには工事進行管理システムの画面コピーを添付することとした。</p>

<p>県南広域 本部 芦北地域 振興局 (つづき)</p>	<p>(補償契約締結前の工事着手について) 芦北管内治山事業(交付金)予防治山事業火山地域第7号工事(水俣市袋字帽子地内)において、立竹木の補償契約締結前に工事に着手している。 工事施行手続は、平成27年3月30日付け森保第1046号森林保全課長通知「熊本県森林土木事業損失補償取扱要領における治山事業の補償契約に関する運用について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>平成27年3月30日付け森保第1046号森林保全課長通知に基づいた適正な処理を行うため、次のとおり処理手続の改善を図った。 施行伺い段階におけるチェックを徹底するため、工事施行伺いの欄外に立木補償の契約日を記入する欄を設け、担当者が記入し、その後、課長が改めて関係書類と突合し確認印を押すようにすることとした。</p>
	<p>(用地取得完了前の工事施行手続着手について) 土木部の工事2件について、用地取得完了前(用地補償金支払前)に工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。 工事施行手続は、平成27年3月30日付け用対第228号用地対策課長及び土技第641号土木技術管理課長通知「『用地取得の完了していない土地における工事の禁止』規定の徹底について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>先に用地課において該当工事区間の用地に関する支払が完了していることを確認した上で工事担当者が起案するよう徹底したことに加え、用地課合議の際の再確認による厳重な二重チェックを行っている。</p>
<p>県南広域 本部 球磨地域 振興局</p>	<p>(道路占用未許可物件について) 一般国道445号において、地下管路及び電柱が設置されているにもかかわらず、長期間占用許可が行われていなかったため、道路占用料を徴収できなかった事例がある。 道路占用の実態把握に努めるとともに、道路法等の規程に基づき道路管理の適正化を図ること。</p>	<p>今回の事例は、県が国から道路を引き継いだ際、占有者に対して管理者変更を連絡していたにもかかわらず、申請が一部漏れていたため、占用料が徴収できていなかったものである。このため、振興局において占用状況の実態を調査し、未許可物件についても全て占用許可を行った。なお、未許可期間の道路占用料については、占有者が10年の消滅時効を援用したため、請求が可能な過去10年分の相当額を追加徴収した。 今回の件を受け、道路占用の実態を把握するため、本庁道路保全課で道路占有者に対して未許可物件の有無について照会を行ったところ、他にはない旨の報告を受けていた。しかし、平成29年2月24日付けで同課から、一部の地域振興局管内で1事業者の未許可物件が存在したとの報告があった。その後、当局に対しても平成29年3月1日付けで、未許可物件に係る申請書が提出され、3月2日に許可を行った。 今後は、占有者が道路管理者の変更に伴う申請を行う際、占用物件を道路台帳に反映させた図面を提出させ、申請漏れがないよう徹底する。</p>

	<p>(職員の交通事故等について) 公用車による、毀損額が大きい物損事故が1件、過失割合が高い物損事故が1件、公務中の交通法規違反が2件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>天草広域本部では、交通事故及び交通違反ゼロを目指し、交通安全施策体系に基づき、本部全体及び各所属において、各種交通安全施策に取り組んでいる。 主な取り組みとして、 ①天草警察署員を講師とした交通安全研修や毎月の交通安全の集い ②無事故無違反日数や交通安全標語の掲示 ③「無事故・無違反コンクール」への参加 ④民間会社と連携した安全運転総合アドバイスシステムによる運転特性の把握 ⑤交通安全遵守宣言書の取組【H28年度新規】等 を実施しており、来年度も引き続き実施する。 さらに、来年度から新たな取り組みとして、「運転前及び運転中の交通安全チェック」を行う予定。 こうした取り組みを通じ、今後とも職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故及び交通違反ゼロを目指していく。</p>
<p>天草広域本部</p>	<p>(海岸保全区域等の行為許可について) 海岸保全区域等の行為許可において、許可に際して申請者と許可受者が異なっているものがある。 海岸法第8条等の規定に基づき適切に事務処理を行うこと。</p>	<p>申請者と許可受者を含め適正な処理となっているか、担当班長が申請書と許可書案を突合し、新たに設けた確認欄に決裁時押印することとした。 許可を行った当該行為については既に完了済みであったため、平成29年3月14日、申請者及び許可受者に対し許可書の宛名が誤っていた旨を直接説明のうえ文書にて通知を実施した。</p>
	<p>(報酬の支給誤りについて) 感染症協議会に出席した委員への報酬支給事務について、出席していない委員に報酬を支給している。 適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>支出命令書に添付する仕訳書に委員の出欠を記載した会議録を追加し、仕訳書の内容を主査・副査（協議会出席者）で確認を行うこととした。 なお、誤支給分については返納処理が完了している。</p>
	<p>(補償契約締結前の工事施行手続着手について) 天草管内復旧治山事業通常地域第8号工事(天草郡苓北町都呂々字宇土地内)において、立竹木の補償契約締結前に工事施行手続に着手している。 工事施行手続は、平成27年3月30日付け森保第1046号森林保全課長通知「熊本県森林土木事業損失補償取扱要領における治山事業の補償契約に関する運用について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>再発防止として次のように取り扱うこととした。 ①工事施行伺いの欄外にゴム印を押し、立木補償の契約日を記入する欄を設け、主査が記入し、その後、課長が改めて書類と突合のうえ、確認印を押すこととした。 ②主査は、上記①の後、工事施行伺いの起案を行うこととした。 ③課長は、上記①の記載内容を確認し、工事進行管理システムの確定入力を行うこととした。</p>

天草広域本部 (つづき)	<p>(用地補償契約締結前の工事施行手続着手について)</p> <p>本渡牛深線27発生道路災害復旧工事(天草市深海町浅海地内)において、用地補償契約締結前に、工事施行手続に着手(工事施行伺起案)している。</p> <p>工事施行手続は、平成27年3月30日付け用対第228号用地対策課長及び土技第641号土木技術管理課長通知「『用地取得の完了していない土地における工事の禁止』規定の徹底について」等に基づき適正な処理を行うこと。</p>	<p>再発防止として次のように取り扱うこととした。</p> <p>①工事施行伺いの用地取得完了確認欄の下の欄外にゴム印を押し、用地補償契約日、土地登記日、支払日などの情報を記入する欄を設け、各用地担当者が記入し、その後、用地課長が改めて書類と突合のうえ、確認印を押しすることとした。</p> <p>②事業担当者は、上記①の後、工事施行伺いの起案を行うこととした。</p> <p>③事業担当課長は、上記①の記載内容を確認し、工事進行管理システムの確定入力を行うこととした。</p>
	<p>(過年度支出について)</p> <p>平成26年度末に納品された例規集の追録について、平成27年度に未払が判明し、平成27年6月に5,680円の支払いが行われている。</p> <p>物品検査調書と請求書の内容を突合し、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>物品検査調書の様式に請求書の受領確認欄を追加し、主査と総務振興課経理担当者の2名で確認を行うこととした。</p> <p>また、追録を納品する業者に対し、納品後速やかに納品書と請求書を提出してもらうよう申入れを行い、追録発送日の月末までに提出してもらうこととした。</p> <p>さらに、出納閉鎖前に、主査と課長で支払いに係る関係書類の確認を行うとともに、総務振興課経理出納班でも関係書類を突合することとした。</p>
	<p>(公用車の管理について)</p> <p>平成28年度において、車検切れのまま公務に使用した公用車が1台ある。</p> <p>重要備品台帳を活用するなど公用車の車検時期を的確に管理し、再発防止に努めること。</p>	<p>再発防止として、使用責任者と管理担当者を同一人物にせず2人態勢で管理させるため、このことを事務分掌に掲載し役割を明らかにすることとした。</p> <p>また、車検証を基に、下記①～④からなる公用車車検作業工程チェックシートを作成するなど車検切れの未然防止対策を講じた。</p> <p>①公用車ダッシュボードへの「車検有効期限日」の貼付</p> <p>②運転日誌の目立つ場所へ車検有効期限と留意事項を記載</p> <p>③所属課長のイントラネットのスケジュールへの車検有効期限への入力</p> <p>④メールの自動送信機能を利用した、所属、公用車管理担当者、使用責任者、所属長宛の1ヶ月前からのメール送信登録)</p> <p>さらに、公用車管理に係る職員研修を実施し周知徹底を図る予定。</p>

<p>警察本部 熊本北警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が4件、過失割合が高い物損事故が4件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の交通事故防止の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、教養、訓練、技能認定の審査、安全運転管理、意識啓発、事故発生後の対応の6つの施策を継続的に推進している。</p> <p>2 これまでの対応</p> <p>(1) 職員の交通安全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育招集日や全体朝礼及び各課朝礼時における反復・継続した交通事故防止教養の実施 ・朝礼時における交通事故当事者による署員への還元教養の実施 ・公用車出発時における各課長による運転者及び同乗者への注意喚起の実施 <p>(2) 具体的な交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同乗者による安全確認の徹底 ・若手職員を対象とした運転技能訓練 ・事故当事者を対象とした運転技能訓練の実施 ・幹部同乗による運転指導の実施 <p>3 今後の取組</p> <p>今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
<p>警察本部 熊本南警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件、それ以外の自損事故が2件、公用車による過失割合が高い物損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の交通事故防止の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、教養、訓練、技能認定の審査、安全運転管理、意識啓発、事故発生後の対応の6つの施策を継続的に推進している。</p> <p>2 これまでの対応</p> <p>(1) 職員の交通安全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼時等における、交通事故防止教養の実施・交通事故当事者による体験に基づく還元教養 ・定期的な交通事故防止委員会の開催 <p>(2) 具体的な交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転上級者（交通課員等）による運転実技訓練の実施 ・所属長等幹部が同乗しての運転技能の目視点検、指導の実施 <p>3 今後の取組</p> <p>今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>

<p>警察本部 熊本東警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額が大きい物損事故が1件、過失割合が高い物損事故が5件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の交通事故防止の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、教養、訓練、技能認定の審査、安全運転管理、意識啓発、事故発生後の対応の6つの施策を継続的に推進している。</p> <p>2 これまでの対応</p> <p>(1) 職員の交通安全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な交通事故防止委員会の開催 ・朝礼時における「安全運転八訓」等の唱和 ・朝礼及び公用車出発時における交通事故防止に関する具体的注意喚起の実施 ・交通事故防止のための署長示達の発出 <p>(2) 具体的な交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週水曜日に幹部立会による車両点検の実施 ・公用車運転時は、ベテラン職員による運転技能指導の実施 ・乗車前に車両周りを一周し、安全確認と危険を把握する「ぐるっと一周運動」の実施 <p>3 今後の取組</p> <p>今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
<p>警察本部 山鹿警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車による毀損額の大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、効果的な交通事故防止対策を講じること</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の交通事故防止の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、教養、訓練、技能認定の審査、安全運転管理、意識啓発、事故発生後の対応の6つの施策を継続的に推進している。</p> <p>2 これまでの対応</p> <p>(1) 職員の交通安全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝礼時の交通事故防止に向けた教養の実施 ・公用車出発時における各級幹部による運転者及び同乗者に対する注意喚起 <p>(2) 具体的な交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故率の高い若手警察官を中心とした円形脱出訓練の実施 ・運転指導者同乗による路上運転訓練の実施

<p>警察本部 山鹿警察署 (つづき)</p>		<p>3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
<p>警察本部 高森警察署</p>	<p>(職員の交通事故について) 公用車の自損事故が1件が発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の交通事故防止の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、教養、訓練、技能認定の審査、安全運転管理、意識啓発、事故発生後の対応の6つの施策を継続的に推進している。</p> <p>2 これまでの対応 (1) 職員の交通安全意識の高揚 ・運行前の車両点検・整備の励行 ・朝礼時における安全運転八訓の唱和 ・幹部による運行前の運転者及び同乗者に対する交通事故防止呼びかけの励行 ・交通事故原因を考察した検討会の開催</p> <p>(2) 具体的な交通事故防止対策 ・交通事故当事者を対象とした運転技能講習会への参加及び署員への還元教養の実施 ・運転技能指導員による指導教養</p> <p>3 今後の取組 今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
<p>警察本部 宇城警察署</p>	<p>(損害賠償責任事案と賠償金の支払いについて) 平成26年7月31日署員が交通誘導業務に従事中、安全不確認により車両損傷に係る損害賠償責任事案が発生している。 さらに、平成27年3月11日に和解書が締結されたが、特段の理由もなく5か月後に損害賠償金の支払いが行われている。 交通誘導業務には万全の注意を払うとともに、損害賠償金の支払いについては支払漏れが生じないよう組織的な連携を十分に図ること。</p>	<p>現場活動中の事故防止及び損害賠償金等の支払漏れを防止するため、下記の取組による再発防止策を講じている。</p> <p>1 安全確認の徹底 毎日朝礼時に現場活動中における各種事故防止及び安全確認について、注意喚起を行っている。</p> <p>2 担当課間の連携の徹底 各担当課が一連の事務処理において分担する事務の関連性を確実に認識し、相互に報告、連絡を確実に実施するなど、連携の徹底を図った。</p> <p>3 損害賠償制度に関する事務手続の周知徹底 各担当課職員に対して、事案発生から損害賠償金の支給までの制度に沿った適切な事務手続について教養を実施した。</p> <p>4 人事異動期における確実な事務引継の実施 未処理事案を含む重要事項の確実な事務引継の徹底を図った。</p>

<p>警察本部 水俣警察署</p>	<p>(職員の交通事故等について) 公用車による過失割合が高い人身事故及び物損事故が各1件、私用中の司法処分がなされた交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の交通事故防止の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、教養、訓練、技能認定の審査、安全運転管理、意識啓発、事故発生後の対応の6つの施策を継続的に推進している。</p> <p>2 これまでの対応</p> <p>(1) 職員の交通安全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全はすべてに優先する」ことの意識付けのための反復教養の実施 ・幹部による出発時等における注意喚起の励行 ・朝礼時、天候等に配慮した運転等、交通事故防止について指示の実施 <p>(2) 具体的な交通事故及び交通法規違反防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転技能訓練及び訓練指導員の同乗走行による運転技能診断、指導検証等の実施 ・若手警察官を対象とした運転技能向上訓練を実施 <p>3 今後の取組</p> <p>今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故及び交通法規違反防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>
<p>警察本部 天草警察署</p>	<p>(職員の交通事故等について) 公用車の自損事故が1件及び私用中に司法処分相当の交通違反事件が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故及び交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>1 熊本県警察の交通事故防止対策 熊本県警察の交通事故防止の施策である「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、教養、訓練、技能認定の審査、安全運転管理、意識啓発、事故発生後の対応の6つの施策を継続的に推進している。</p> <p>2 これまでの対応</p> <p>(1) 職員の交通安全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故及び交通法規違反の実例に基づいたグループ検討会の開催 ・副署長・交通課長による公用車事故及び交通法規違反防止の教養を実施 ・幹部による出発時等の声かけによる注意喚起の励行 <p>(2) 具体的な交通事故及び交通法規違反防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の交通事故防止スローガンの唱和 ・若手職員に対する幹部同乗の運転訓練及び運転技能訓練の実施 <p>3 今後の取組</p> <p>今後も、上記対応を実施するとともに、「公用車交通事故防止総合プラン」に沿って、交通事故及び交通法規違反防止に関する各種施策を継続的に実施する。</p>

監査対象機関	監査結果に付した意見	意見に対する通知事項
総務部 人事課	<p>(職員の交通事故等について)</p> <p>職員の交通安全対策については、以前から、各所属で講習会開催等の努力をされているが、交通事故等の件数は一向に減らず、今年度の定期監査においても、公務中の職員の過失割合の高い交通事故等が多数発生している。</p> <p>交通事故は、被害者や運転者の心身等に及ぼす影響が甚大であることは言うまでもないが、損害賠償や公用車の修理費用が公金から支出されるなど県の損害も発生し、引いては県の信用の損失にもつながりかねない重要な課題である。</p> <p>職員一人一人がこれらのことを十分認識し、自動車の運転に当たっては交通法規の遵守、交通安全に努めるよう、これまで以上に有効な対策を講じられたい。</p>	<p>職員の交通事故等については、交通安全の徹底や交通法規の遵守のため、職員が心得ておくべきことや求められること等を「職員行動規範」において具体的に示しているほか、管理監督者の基本的な心構えや具体的な指導方法等を「管理監督者の心構え」に示し、未然防止に努めている。</p> <p>また、庁議をはじめ、全所属長を集めた研修会や政調・局次長会議などの機会を捉えて、各職員が交通法規の遵守と交通事故の防止に努めるよう注意を促すとともに、各所属長に対して総務部長通知を发出し、交通事故等の防止と職員への指導の徹底を図っている。</p> <p>これらの結果、平成27年は平成26年に比べ、職員が関係する事故件数は減少している。</p> <p>なお、平成28年については、熊本地震への対応等による公務出張の増加や、他都道府県からの派遣職員を含めた若手職員が増加したことにより、重大事故はないものの、運転不慣れや不注意による自損事故等が増加傾向にあるため、重点的な指導を行っていく予定である。</p>
警察本部 監察課	<p>(職員の交通事故等について)</p> <p>職員の交通安全対策については、以前から、各所属で講習会開催等の努力をされているが、交通事故等の件数は一向に減らず、今年度の定期監査においても、公務中の職員の過失割合の高い交通事故等が多数発生している。</p> <p>交通事故は、被害者や運転者の心身等に及ぼす影響が甚大であることは言うまでもないが、損害賠償や公用車の修理費用が公金から支出されるなど県の損害も発生し、引いては県の信用の損失にもつながりかねない重要な課題である。</p> <p>職員一人一人がこれらのことを十分認識し、自動車の運転に当たっては交通法規の遵守、交通安全に努めるよう、これまで以上に有効な対策を講じられたい。</p>	<p>県警では、警察職員による公用車の交通事故(以下「公用車事故」という。)防止を目的に策定している『公用車交通事故防止総合プラン』において、「安全確認の徹底」「基本訓練の強化」「運転指導員の技能の向上と指導の強化」を重点取組とし、「教養」「訓練」「技能認定の審査」「安全運転管理」「意識啓発」「事故発生後の対応」の6つの基本的施策を継続して取り組んでおり、平成28年度はバックモニターの装着車両の増台を図ったところである。</p> <p>今後も上記プランによる取組を徹底し、職員に対しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察は交通事故防止のための各種活動を実施している立場であり、自ら交通事故を防止しなければ県民の信頼の失墜を招くこと ○ 公用車事故に要する経費は、県の財政負担、つまり県民の税金から支払われることになること ○ 公用車事故を発生させれば、現在業務が達成できないなど、大きな影響を及ぼすことについて、さらに周知し、職員の意識啓発と指導教養及び運転訓練等の実効ある対策に取り組み、公用車事故の防止を図っていく。